

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年3月

丸 森 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	丸森町の農業の現状	1
2	丸森町の農業経営体数等について	1
3	丸森町農業の基本的な方向	2
(1)	生産性の高い農業経営の展開	2
(2)	生産性の高い農業経営を育成するための支援措置	2
(3)	生産組織の育成強化及び法人化への誘導	3
(4)	地域農家等との連携	3
(5)	認定農業者の育成	3
(6)	丸森町地域担い手育成総合支援協議会	4
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
(1)	新規就農の現状	4
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	4
(3)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（まるもり型農業経営モデル）	6
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごと の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	8
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の利用関係の改善に関する事項	8
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1	利用権設定等促進事業に関する事項	9
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	10
(2)	利用権の設定等の内容	11
(3)	開発を伴う場合の措置	11
(4)	農用地利用集積計画の策定時期	12
(5)	要請及び申出	12
(6)	農用地利用集積計画の作成	12
(7)	農用地利用集積計画の内容	13
(8)	同意	14
(9)	公告	14
(10)	公告の効果	14
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	14
(12)	紛争の処理	14
(13)	農用地利用集積計画の取消し等	14
2	農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項	15
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	15

(2) 区域の基準	15
(3) 農用地利用改善事業の内容	15
(4) 農用地利用規程の内容	15
(5) 農用地利用規程の認定	16
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項	16
(1) 農作業の受委託の促進	16
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	17
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	17
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	17
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	17
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	17
(3) 関係機関等の役割分担	18
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	18
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	18
(2) 推進体制等	18
第6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業に関する事項	19
附則	19
別紙1 (第5の1の(1)⑥関係)	20
別紙2 (第5の1の(2)関係)	21
I 農用地として利用するための利用権の設定又は移転を受ける場合	21
II 混牧林地又は農業用施設用地として利用するための利用権の設定又は移転を受ける場合	21
III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を 受ける場合	22
IV 所有権の移転を受ける場合	22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 丸森町の農業の現状

本町は、宮城県の最南端に位置し福島県に突出した地域を含み、阿武隈山地の一部を占める盆地状の典型的な中山間地域の町である。阿武隈川は、阿武隈山地を分断した溪谷をなし、町の北部を南西から北東にかけて貫流している。仙台市から48km程の距離にあり、福島県相馬市・伊達市・新地町、宮城県白石市・角田市・山元町に接している。

町の面積は273.30km²を有し、昭和29年12月1日に2町6村が合併して現在の丸森町を形成している。

地勢は、阿武隈川及びその支流に雉子尾川並びに内川の流域に平坦部が開けている。標高は南高北低で、筆甫地区にある窓ノ倉山(673m)をはじめ、300m内外の山が連なっている。

土壌は、阿武隈川を中心に河成沖積の砂土及び砂壤土が広く分布している。

全町域のうち、14,965haの面積について農業振興地域として捉え、その内訳は、農用地が4,124ha(27.6%)（うち農用地区域3,236ha）、農業用施設用地22ha(0.1%)、山林原野8,860ha(59.2%)、その他1,959ha(13.1%)となっている。

本町の農業は、古くから養蚕などを組み合わせた複合経営が中心であったが、近頃では、阿武隈川とその支流河川地域に広がる水田地帯を中心に、圃場整備などの基盤整備が進み、作業受委託や法人化などによる規模拡大を図る農家も増加してきている。また、酪農専業農家や養豚、養鶏、ブロイラーなどの畜産部門を主に専門的な経営も一部に見られる。野菜については、阿武隈川の沖積土地域を中心として定着しており、地元市場や仙台、関東方面への契約取引など、販売ルートも拡充されてきている。最近では、高収益性を目指した園芸を稲作と複合経営するなど、従来の米依存型から脱却する様々な取り組みが展開されてきている。

2 丸森町の農業経営体数等について

本町の農業経営体数等については、下表のとおりとなる。(令和2年及び平成27年農林業センサスより)

(1) 農業経営体数

区分	農業経営体		
		個人経営	団体経営
令和2年	699	688	11
平成27年	1,074	1,064	10
比較	△ 375	△ 376	1

(2) 農産物販売金額規模別経営体数

区分	計	300万円未満	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
令和2年	699	586	59	54
平成27年	1,074	961	54	59
比較	△ 375	△ 375	5	△ 5

(3) 経営耕地面積規模別経営体数

区分	計	1.0ha未満	1.0ha以上 2.0ha未満	2.0ha以上 5.0ha未満	5.0ha以上
令和2年	699	388	166	93	52
平成27年	1,074	628	268	119	59
比較	△ 375	△ 240	△ 102	△ 26	△ 7

5.0ha以上経営する農業者の割合を見ると、平成17年3.1%、平成22年4.2%、平成27年5.5%、令和2年7.4%と増加傾向にある。これは、平坦地である阿武隈川及びその支流の水田地帯を中心に、機械作業の受委託等の増加により、規模拡大志向農家への農地の集積・集約化が進展し、経営改善に努めている結果と考えられる。

一方、丸森地区の一部や大内地区の一部及び筆甫、大張、耕野などの中山間地等においては、一部では基盤整備が施されているものの、多くの圃場は棚田状に散在しており、さらに、農業就業者の高齢化と減少に伴い、担い手や後継者に継承・集積されない農地が、一部遊休農地となり近年増加傾向にある。

3 丸森町農業の基本的な方向

(1) 生産性の高い農業経営の展開

本町は、このような地域の農業構造の現状を踏まえ、丸森町農業振興ビジョン（平成30年3月策定）に基づいた施策を重点的に実施し、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、本基本構想で将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり520～640万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 生産性の高い農業経営を育成するための支援措置

本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向及びその他の農業経営に関する基本的条件を考慮するとともに、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者の農業経営の発展を支援するため農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置を総合的に実施する。

また、町、みやぎ山南農業協同組合、丸森町農業委員会、大河原農業改良普及センター、あぶくま川水系角田地区土地改良区、丸森町農業創造センター等が十分なる相互の連携の下で、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。これにより明確化された経営体に対して、丸森町担い手育成総合支援協議会等が主体となり営農診断、営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や経営目標の達成が図られるよう誘導する。

さらにこれらのうち、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な経営体に対しては、農地利用最適化推進委員などにより農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に発展して集団化、連担化した条件で、担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

なお、農地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項）の活用を図り、地域ごとの農地の利用の実態に配慮して、円滑な農地の集積・集約化を推進する。また、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(3) 生産組織の育成強化及び法人化等への誘導

効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農地の利用集積が進んでいない集落において、地域での話し合いと合意形成を促進する。

なお、地域での話し合いを進めるに当たっては認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織を始めとした中心となる経営体を明確化するとともに、これら経営体の育成及び農地の利用集積の方向性を具体的にまとめる。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、集落営農の組織化・法人化を促進するよう指導、助言を行う。

更に、農作業受託による実質的な作業面積の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。加えて集約的な経営展開を助長するため、大河原農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の選定による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織については、効率的かつ安定的な生産単位の形成や農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(4) 地域農家等との連携

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。※ 家族経営協定の締結農家数の目標を概ね 15 戸とする。

(5) 認定農業者の育成

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

特に農地集落においては、対象当該実施地区において経営を展開している他の認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展にも資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(6) 丸森町担い手育成総合支援協議会

本町は、町、みやぎ仙南農業協同組合、丸森町農業委員会、大河原地方振興事務所、大河原農業改良普及センター、あぶくま川水系角田地区土地改良区、宮城県農業共済組合県南支所、丸森町農業創造センターで構成する丸森町担い手育成総合支援協議会を設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の指導等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行っていく。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和 2 年度の新規就農者は 4 人であり、過去 10 年間は、年平均 4 人程度を確保している状況である。基幹産業が農業である本町にとって、水稻、畜産、園芸作物の生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保定着目標及び宮城県が作成した農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標の年間 160 人を踏まえ、本町においては年間 5 人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を 10 年間で 6 増加させる。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,800～2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 200 万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、大河原農業改良普及センター、みやぎ仙南農業協同組合、丸森町農業創造センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、近年増加傾向にある、雇用就農者についても、将来は経験を生かし、自ら農業経営者となることが期待されることから、受け皿となる農業法人の経営強化を支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（まるもり型農業経営モデル）

本町で営農する農業者が、農業所得額 400 万円確保するため、その目安となる「まるもり型農業経営モデル」を下記のとおり示します。

No.	営農類型	経営規模	生産方式	従事者数	必要な機械・施設	地域
1	水稻 + 施設園芸	・水稻 自作地10ha 借地10ha ・トマト（施設） ・ブロッコリー（露地）	20 ha 10 a 30 a 【水稻】 機械化一貫体系 品種：つや姫 コシヒカリ 【トマト・ほうれん草】 同一ハウスによる夏冬栽培 【トマト】 冬播種・春定植・夏収穫 【ブロッコリー】 夏播種・定植・秋冬収穫	主1 補1 臨時3	・トラクター ・コンバイン ・田植え機 ・水稻育苗ハウス ・パイプハウス ・動力噴霧機	1 台 1 台 1 台 3 棟 3 棟 1 台 平坦部
2	施設・露地園芸 + 水稻	・いちご（施設） ・ブロッコリー（露地） ・水稻	20 a 50 a 5 ha 【いちご】 土耕栽培 品種：にこにこベリー 【ブロッコリー】 夏播種・定植・秋冬収穫 【水稻】 機械化一貫体系・直播栽培 品種：つや姫	主2	・トラクター ・コンバイン ・水稻直播機 ・ブロッコリー定植機 ・鉄骨ハウス ・パイプハウス ・動力噴霧機	2 台 1 台 1 台 1 台 2 棟 2 棟 1 台 平坦部
3	水稻 + 露地園芸	・水稻 自作地 2ha 借地 3ha ・小菊（露地） ・ネギ（露地） 自作地 20a 借地 30a	5 ha 30 a 50 a 【水稻】 機械化一貫体系 品種：コシヒカリ、つや姫 【小菊】 春定植・夏秋収穫 【ネギ】 冬播種・春定植・冬収穫	主2 臨時3	・トラクター ・コンバイン ・田植え機 ・水稻育苗ハウス ・動力噴霧機	1 台 1 台 1 台 2 棟 1 台 平坦部 山間部
4	施設・露地園芸 + 水稻	・干柿 ・ブロッコリー（露地） ・水稻 自作地 1ha 借地 4ha ・きゅうり（施設）	2 ha 30 a 5 ha 10 a 【干柿】 皮剥き・乾燥 【ブロッコリー】 夏播種・定植・秋冬収穫 【水稻】 機械化一貫体系 品種：つや姫 【きゅうり】 春定植・夏秋収穫	主2 臨時5	・トラクター ・コンバイン ・田植え機 ・ブロッコリー定植機 ・水稻育苗ハウス ・柿乾燥施設 ・柿皮むき機 ・柿防除機械 ・動力噴霧機	1 台 1 台 1 台 1 台 2 棟 1 棟 1 台 1 台 山間部
5	施設・露地園芸	・たまねぎ ・ブロッコリー（露地） 自作地 30a 借地 20a ・トマト（施設）	50 a 50 a 20 a 【たまねぎ】 秋播種・冬定植・夏収穫 【ブロッコリー】 夏播種・定植・冬収穫 【トマト】 冬播種・春定植・夏秋収穫	主2	・トラクター ・育苗ハウス ・パイプハウス ・各種定植機 ・動力噴霧機	1 台 1 棟 3 棟 1 式 1 台 平坦部 山間部
6	施設・露地園芸	・トマト（施設） ・ほうれん草（施設） ・たまねぎ（露地） ・ニンジン（露地）	15 a 10 a 50 a 50 a 【トマト】 冬播種・春定植・夏収穫 【ほうれん草】 秋播種・冬収穫 【たまねぎ】 秋播種・冬定植・夏収穫 【ニンジン】 秋播種・冬収穫	主1 補1 臨時2	・トラクター ・育苗ハウス ・パイプハウス ・各種定植機 ・動力噴霧機	1 台 1 棟 5 棟 1 式 1 台 平坦部 山間部
7	畜産（酪農）	・酪農（搾乳牛）30頭 （育成牛）10頭 ・飼料作物生産 自作地 5ha 借地 5ha	40 頭 10 ha 【酪農】 つなぎ飼養 子牛育成センター・町営 放牧場での育成 【飼料作物】 イタリアンライグラス 飼料用トウモロコシ	主2 臨時1	・牛舎 ・育成畜舎 ・トラクター ・ダンプ（2 t） ・ローダー ・搾乳用機械 ・飼料作物生産機械	1 棟 1 台 1 台 1 台 1 式 1 式 平坦部 山間部

8	畜産 (肉用牛)	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛 (繁殖) 20頭 (育成) 2頭 (子牛) 8頭 ・飼料作物 自作地 50a 借地 50a 	30 頭 2 ha	<p>【肉用牛(繁殖)】 黒毛和種による繁殖 子牛育成センター・町営 放牧場での育成</p> <p>【飼料作物】 イタリアンライグラス</p>	主 2	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 ・トラクター ・ダンプ(2t) ・ローダー ・飼料作物生産機械 	1 棟 1 台 1 台 1 台 1 式	山間部
---	-------------	--	------------------	---	-----	---	---------------------------------	-----

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3(1)に示す目標を可能とする農業経営の指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標のとおりであり、新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、本指標を参考とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標は、第1の4の(2)の②に示す農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得を確保することであり、まず、この目標達成に向けた経営規模を確保し、将来的には第1の3(1)に示す目標達成を目指す。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアを目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
70%	R2 : 34.8%

○ 効率的かつ安定的な農業経営における農地集約についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、令和12年度末とする。

○ 農業構造の指標

・ 効率的かつ安定的な経営体数の目標等

区 分	令和12年度末
経営体数	100 経営体
個別経営体	85 経営体
組織経営体	15 経営体

区 分	令和12年度末	集積率
耕地面積	2,320ha	70%
経営体への集積面積	1,624ha	
田	1,240ha	80%
経営体への集積面積	992ha	
畑	1,090ha	58%
経営体への集積面積	632ha	

(注) 1 個別経営体は主たる従事者1人、補助従事者1~2人程度を想定する。

2 集積率は、直近の農林水産統計の耕地面積を用いて評価する。

3 目標集積率は、宮城県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、本町で定めた「農地集積に係る市町村ビジョン」の令和5年度末目標値を維持するものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、丸森町担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、町は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の中で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、宮城県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農用地の集積・集約化を進める手段として、「丸森町人・農地プラン」に基づき、農地中間管理事業を中心的な事業として推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえて、次に掲げる事業を有効に活用する。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんその他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中

間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合農協連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うための利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農協、連合会及び同法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地

方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された際には、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を

尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない。
 - ウ その者が賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる

事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原形回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされない時の損害賠償の取決め
- (エ) 賃借期間の中との契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町が②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を町の広報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 町は③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地について利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自助努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

ただし、集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を掲示板等にて公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行うおうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力や丸森町シルバー人材センターなどの活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや大河原農業改良普及センター、みやぎ仙南農業協同組合、丸森町農業創造センター等と連携しながら、就農相談の窓口を設け、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心をもち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう農業団体や関係機関と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が中心となって新規就農者のリストを作成し、宮城県農業大学校や大河原農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、みやぎ仙南農業協同組合、丸森町農業創造センター等と連携・協力して、情報の共有を図りながら、研修や営農指導の機会を設けるとともに、就農後の巡回指導や面談を通じたフォローアップ活動を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために各種研修会や交流会等

への参加を促すとともに、地域の認定農業者との交流の機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

新規就農者等で構成するネットワークへの加入を促し、当該ネットワークでの研修や情報交換、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県・町の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については町、青年農業者等育成センター、丸森町農業創造センター、技術や経営ノウハウについての習得については宮城県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、大河原農業改良普及センター、みやぎ仙南農業協同組合、町内認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、第5の1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農地中間管理機構関連農地整備事業等により、農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、多面的機能支払交付金により、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組を支援する。

ウ 本町は、中山間地域等直接支払交付金（平成12年度～令和6年度）により、生産条件が不利な農地の、遊休農地の発生を防止し、多面的機能を継続的、効果的に発揮できるよう、生活環境の整備による農業生産活動の自律的、継続的な実施が可能となるよう支援する。

エ 本町は、水田収益力強化ビジョンを策定し、水田における高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化を支援し、農家経営の安定を図れるように努める。

オ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、町、みやぎ仙南農業協同組合、丸森町農業委員会、大河原地方振興事務所、大河原農業改良普及センター、あぶくま川水系角田地区土地改良区、県南農業共済組合、丸森町森林組

合、丸森町農業創造センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、丸森町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 10 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 24 年 11 月 27 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 28 年 7 月 25 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 4 年 3 月 日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は6年 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でない認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので行うようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので行う場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行うものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整ったときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その農業用施設用地の近隣の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてはIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>